

三 本部委員会

第二十七條 本部委員会を以て次期大会迄の最高機関とし大会の決
取執行の責任者は之に必要なる臨時決定を行ふものとす

第二十八條 本部委員会は組舎長 主事 委員若干名を以て構
成す

第二十九條 本部委員は左記の割合を以て各支部より選出す

各支部五十名迄は各五名以上二十五名を越す毎に一名を増す

第三十條 本部委員会は毎月一回以上開議するものとす

第三十一條 常任 委員会は組舎長、主事、専門部長を以て構成し
大会本部委員会より決議を基き其の決議執行するものとす

第四章 専門部門

第三十二條 本部委員会の下に次の専門部門を置く

- 一 個成部
- 二 政治部
- 三 争議部
- 四 教育部
- 五 婦人部

六 共済部

第三十三條 各専門部門には部長一名 部員若干名を置き本部委員

之を選出す

但し本部委員会の兼任を妨げず

第五章 役員

第三十四條 本組舎に在る役員を置く

組舎長一名 主事一名 各部長 監査二名

第三十五條 組舎長は本組舎を統轄し各会派の部長とす

主事は本組舎の決議執行の責任に任じ一切の事務を処理す

第三十六條 組舎長及主事は大会に於て選挙す

第六章 加入除名

第三十七條 本組舎に入会希望の者は規定の式に従ふ(入会金二十円

一月金四十円)